

# オーバーツーリズム対策立案におけるデータ活用支援業務仕様書

## 1. 委託業務名

オーバーツーリズム対策立案におけるデータ活用支援業務

## 2. 事業目的

北海道美瑛町は、北海道のほぼ中央に位置し、十勝岳連峰の裾野に広がる美しい丘陵地帯「丘のまちびえい」として知られており、年間約240万人の観光客が訪れる北海道有数の観光地である。

観光客の増加とともに、町内観光地における混雑や交通渋滞、観光客のマナー違反などによる町民生活への影響などオーバーツーリズムが大きな地域課題となっている。特に、観光地周辺で常態化している交通渋滞は、観光客の旅行満足度低下を招くのみではなく、緊急車両の通行に支障をきたすといった住民生活の安全性への懸念も生じており、効果的なオーバーツーリズム対策の実施が喫緊の課題となっている。人流データ、検索ワード、その他公共交通に関するオープンデータ等のビックデータを活用し、町内の移動における現状把握と観光客の流入・流出状況を分析することで、本町が抱える課題を明確にし、より有効なオーバーツーリズム対策を立案し、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に繋げることを目的とする。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

## 4. 委託業務概要

業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 基礎データの収集
- (2) 分析課題の抽出
- (3) 実現可能な対策案の検討・提案
- (4) 協議の場の企画、運営支援
- (5) その他

## 5. 委託業務内容

### (1) 基礎データの収集・分析

人流データ、検索サイトの検索ワードといったビックデータや、公共交通に関するオープンデータを活用し、観光客（外国人を含む）の移動交通手段、移動動向、混雑期とその時間帯、滞在時間など、現状の町内の移動に関する基礎的なデータを収集し、分析すること。人流データはマルチキャリアのスマートフォンから収集した位置情報データを活用すること。

### (2) 課題の抽出

本町の各種行政計画や各種データの分析、関係者等への聞き取りを通じて、本町が抱える観光、交通に関する課題を抽出すること。

### (3) 実現可能な対策案の検討・提案

(2) で抽出した課題を解決するための手法を複数案検討し、実現可能な対策案を提案することその際、他地域の成功事例を踏まえること。

#### (4) その他

前述の(1)から(3)の業務に加え、公募型プロポーザル方式による審査会において、受託者が提案した全ての内容を本業務に反映すること。

### 6. 個人情報の保護

受託者は、個人情報保護条例等関係法令を遵守した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し、業務を進めなければならない。個人情報の取扱いにあたり、PマークやISOなどのセキュリティ規格に準拠すること。

### 7. 報告書の提出

#### (1) 成果物の提出等

ア) 提出期限 令和8年1月30日(金)

イ) 提出場所 北海道美瑛町 商工観光交流課

ウ) 提出物 ・データ分析報告書

・業務報告書一式上記全成果品の電子データと印刷物2部

※その他委託作業により作成した資料一式については、その都度納品する。

#### (2) 成果物について

ア) 成果物の記載内容等については、事前に町と協議の上、作成すること。

イ) 提出期限内に指定された場所に提出すること。

ウ) 成果物の送付にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。

エ) 業務実施状況等を分かりやすく編集すること。

### 8. 業務遂行上の注意・留意事項

(1) 契約締結後速やかに、業務実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等を記載したもの)を提出し、町の承認を受けること。また、実施項目の具体的進め方については、実施前に双方協議すること。

(2) やむを得ない事情により計画変更が発生又は発生が予測される場合は、速やかに町と協議すること。また、必要に応じて、計画変更申請書を提出すること。

(3) 業務委託における資料、根拠等は全て明確にしておくこと。

(4) 本業務の受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ町の承諾を得なければならないこと。

### 9. その他

(1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。

(2) 本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- (3) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこと。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とすること。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む）所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (6) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (7) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (8) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (9) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、町と受託者が協議の上、定めること。